

芽室町住宅耐震改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町耐震改修促進計画に基づき、芽室町内にある住宅の耐震改修工事を行う者に対して、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、住宅の耐震化を促進し、震災に強いまちづくりの推進を図ることを目的とし、芽室町補助金等交付規則（平成11年芽室町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て、長屋、併用住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供しているもの。)及び共同住宅をいう。

(2) 耐震診断 次のいずれかに該当する住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法による地震に対する安全性の診断で建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士。)又は北海道が行うものをいう。

イ 上記のアに掲げる方法と同等以上と認められる地震に対する安全性の診断で建築士が行うものをいう。

(3) 耐震改修工事 耐震診断の結果により、倒壊の危険性があると判断された住宅を、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合させるための工事をいう。

(補助の対象)

第3条 耐震改修に係る補助金(以下「補助金」という。)を受けることができる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 芽室町内にあること。

(2) 耐震診断の結果、現行の耐震関係基準と同程度の性能を満たさないと判断されたものであること。ただし、共同住宅(木造で延べ床面積

500平方メートル以内のものを除く。)にあっては次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

ア 社団法人北海道建築設計事務所協会に設置されている「建築物耐震診断判定委員会」において耐震診断結果が確認されていること。

イ 財団法人北海道建築指導センターに設置されている「耐震改修計画評定委員会」において評定を受けた耐震改修計画に基づく工事であること。

ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けて耐震化を行うもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定を受けて耐震改修を行うもの。

(3) いずれかの外壁の中心線から隣地境界線又は道路境界線までの水平距離が戸建て、長屋、併用住宅にあっては7m以内、共同住宅にあっては当該建物の高さ以内であること。

(4) 建築基準法その他関係法令に違反していないこと。

(5) 所有者（当該建物の登記が共有名義である場合にあっては、共有者を含む。）が市町村税等を滞納していないこと。

(6) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる耐震改修工事に要した額に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

耐震改修工事に要した額	補助金の額
20万円未満	耐震改修工事に要した額
20万円以上200万円未満	20万円
200万円以上300万円未満	耐震改修工事に要した額の10分の1に相当する額
300万円以上	30万円

(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額。

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、第1項の額を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅耐震改修補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類をそれぞれ添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 登記事項証明書又は、評価証明書、建築確認通知書その他の建築時期及び所有者が確認できる書類
- (2) 申請者の住民票(発行日から3か月以内のもの。)
- (3) 市町村税の納税証明書(都市計画税、国民健康保険税及び保険料を含む。)
- (4) 耐震診断報告書の写し(耐震改修工事前のもの。)
- (5) 耐震改修計画書(別記第2号様式)
- (6) 耐震改修工事に係る工事費見積書の写し
- (7) 設計図(改修内容の記載されたもの。)
- (8) 工事工程表

2 前項の申請は、耐震改修工事を着手する前に、かつ、4月1日から11月30日までに行わなければならない。

(完了報告)

第6条 補助金の交付を決定された者は、耐震改修工事完了後1か月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(別記第3号様式)及び耐震改修工事施工状況報告書(別記第4号様式)に、次の各号に掲げる書類をそれぞれ添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 竣工図(改修内容の記載されたもの。)
- (2) 工事写真
- (3) 耐震診断報告書(耐震改修工事後のもの。)
- (4) 契約書及び領収書の写し

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。